

男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内において設置された洋上風力関連人材の育成拠点の利用促進及び市内事業者への経済波及効果を高めるため、男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金参加表明書（様式第1号）を市長に提出した市内の宿泊施設（以下「施設」という。）とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う施設及び地方自治体が設置する公の施設を除く。

(補助対象となる宿泊)

第3条 補助対象となる宿泊は、次に掲げる資格等の受講者による宿泊のうち、当該資格等の受講日の前後1日までのものとする。

- (1) GWO-BST
- (2) STCW訓練
- (3) CTV操船訓練
- (4) その他市長が認めるもの

(補助金の交付額)

第4条 施設に交付する補助金の額は、宿泊金額の2分の1の額とし、上限は1人1泊あたり6,000円とする。ただし、補助事業の期間ごとの総額の100円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第5条 施設は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に宿泊精算書（様式第4号）、その他市長が認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項に規定する宿泊精算書（様式第4号）については、当該様式に相当する内容が記載された書類をもってこれに代えることができる。

3 補助事業の期間は各月単位を基本とし、翌月10日まで提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の可否を決定し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業を適正に行わせるため、前項の補助金交付決定通知書を交付する場合において、必要な指示、指導及び条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第7条 施設は、前条の規定による交付決定を受けたときは、請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、受理した日から起算して30日以内に当該施設に補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金を交付した施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 前項の規定により返還の命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金参加表明書

(あて先) 男鹿市長

年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
宿泊施設名

男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金交付要綱第2条に基づき、本事業への参加を表明いたします。

なお、参加にあたっては、男鹿市補助金等交付規則及び男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金交付要綱を遵守することを申し添えます。

責任者：
担当者：
連絡先：

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 男鹿市長

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
宿泊施設名

男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 補助金の名称 男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金

2. 交付を受けようとする補助金の額 金 円

3. 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 添付書類

- 1) 実績集計表 (様式第4号)
- 2) 宿泊精算書 (様式第5号)
- 3) 市長が必要と認める書類

責任者： 担当者： 連絡先：

指 令 番 号
年 月 日

(補助金交付先氏名又は名称)

(補助金交付先代表者名)

男鹿市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請された補助金について、男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり決定したので、通知します。

1. 補助金の名称 男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金

2. 交 付 施 設

3. 交 付 決 定 額 金 円

4. 交 付 条 件

この補助金の経理にあたっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿並びに証拠書類を事業年度終了後5年間保管しなければならない。

請 求 書

年 月 日

男鹿市長

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
宿泊施設名

男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金として、下記のとおり請求いたします。

請 求 金 額 ¥ _____ . -

年 月 日付け指令 第 号による補助金

支 払 方 法	口座振替払						
口座振替払の 振り込み銀行及び 口座番号	銀行 支店						当 普 別
口座名義 (フリガナ)							

責任者：
担当者：
連絡先：